

## 五島列島観光実態調査業務委託に係る入札説明書

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1

五島列島おもてなし協議会事務局

(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

電話番号 0959 - 72 8401

F A X 番号 0959 - 74 1822

# 入札説明書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 業務名

五島列島観光実態調査業務委託

### (2) 仕様

別紙「五島列島観光実態調査業務委託 仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

### (4) 履行場所

五島市、新上五島町及び小値賀町 他

### (5) 入札書（様式第1号）の提出場所及び受領期限等

〔提出場所〕五島列島おもてなし協議会事務局（長崎県五島振興局地域づくり推進課内）

〔受領期限〕令和7年7月31日（木）17時00分まで

〔提出方法〕郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により、受領期限内必着のこと）で行うこと。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

この場合、入札参加者へ開札の延期について通知する。

### (6) 入札書の開札日時及び場所

〔開札日時〕令和7年8月1日（金）13時30分開始

〔開札場所〕長崎県五島振興局4階C会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

### (7) 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、当該業務に使用する調査手法が仕様を満たしていること等を証する機能等証明書（様式第8号）を作成し、期限内に2の事務局に提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、作成された機能等証明書は2の事務局において審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

機能等証明書の提出期限等

令和7年7月18日（金）17時00分まで

機能等証明書の審査結果回答期限等

令和7年7月28日（月）17時00分までに審査結果通知書により通知（メール及び郵送）する。

### (8) 質問書（様式第9号）の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は電子メールを基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。

なお、FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕五島列島おもてなし協議会事務局（長崎県五島振興局地域づくり推進課内）

メール：s12015@pref.nagasaki.lg.jp

FAX：0959-74-1822

〔提出期限〕令和7年7月11日（金）17時00分

回答については令和7年7月15日（火）17時まで本一般競争入札参加資格審査申請者全てに、全ての質問及び回答を電子メールにて回答します。

## (9) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。
- カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

### 【注意事項】

- ・入札書は下記のとおり2重封筒で提出して下さい。
  - 内封筒（様式第2号）には入札書のみを入れ、封筒に入札業務名、会社名、代表者名を記入して下さい。
  - 郵送用の外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんの上、封筒に、「一般競争入札の実施」に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

## (10) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

(ア) 入札保証金納付申出書（様式第4号）及び入札保証金免除申請書（様式第6号）は、令和7年7月18日（金）までに提出すること。

(イ) 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を令和7年7月29日（火）までに納付すること。（落札しなかった場合は、入札終了後に還付する。）納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（様式第5号）」に入札保証金を納付したことが分かる振込明細書等の写しを添えて、令和7年7月29日（火）17時までに2の事務局に提出すること（郵送可、必着）。

ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に五島列島おもてなし協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上 (b) 3,000万円未満1,000万円以上 (c) 1,000万円未満

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

### 【注意事項】

- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しない下さい。
- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入

札金額とすることはできません。

## イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に五島列島おもてなし協議会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上 (b) 3,000万円未満1,000万円以上 (c) 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

### (11) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（様式第3号）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

### (12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

キ 指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

### (13) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定します。
- ・期限までに提出された入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札を行う予定です。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りまのでご出席願います。

(14) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日(休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、五島列島おもてなし協議会契約規則の定めるところによるものであること。

(15) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 五島列島観光実態調査業務委託に関する令和7年7月7日付け「一般競争入札の参加者の資格等」に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ 本日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 本日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当事務局

〔住所〕 〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

〔名称〕 五島列島おもてなし協議会事務局(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

〔電話〕 0959-72-8401

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、本日から令和7年7月18日(金)までの間(県の休日を除く)

イ 提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕 〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

〔名称〕 五島列島おもてなし協議会事務局(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

〔電話〕 0959-72-8401

3 予定表

掲載日	7月 7日	
質問	提出期間	7月 7日 ~ 7月11日 (17:00)
	回答期限	7月15日
資格審査	申請期間	7月 7日 ~ 7月18日 (17:00)
	結果通知期限	7月28日
入札保証金免除申請書の提出期限	7月18日	(17:00)
入札保証金納付申出書の提出期限	7月18日	(17:00)
入札保証金の納付期限	7月29日	(17:00)
入札(開札)の日時	8月 1日	(13:30)